

中条町・黒川村合併協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、中条町、黒川村の負担金及び繰越金、その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議（以下「会議」という。）に諮りその議決を得なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議に諮りその議決を得なければならない。

2 会長において協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、前項の補正について、専決処分することができる。ただし、次の協議会の会議において、これを報告しその承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の款及び項を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用増をした項の金額については、他の項の金額に流用することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 予備費を充当した項の金額は、他の項の金額に流用してはならない。

3 協議会の事務局長（以下「事務局長」という。）は、歳出予算を流用または、予備費を充用する必要があるときは、予算流用調書、予備費充用調書を作成し、会長の決裁を受けなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 会長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、会議に諮りその認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条第2項関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費